

防人計（事）第189号
令和5年6月1日

大臣官房長
整備計画局長
人事教育局長 殿
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長

事務次官
(公印省略)

自衛隊隊舎・庁舎等における快適な生活・勤務環境を提案するための作業チームの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

自衛隊隊舎・庁舎等における快適な生活・勤務環境を提案するための作業チーム設置要綱

(設置)

第1 「国家安全保障戦略について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)、「国家防衛戦略について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)及び「防衛力整備計画について」(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)に示された防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化に係る方向性に基づき実施する事業について、着実に推進していく必要があることから、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊における隊舎・庁舎等の改善要求を集約し、施設整備に反映させるため、防衛省に自衛隊隊舎・庁舎等における快適な生活・勤務環境を提案するための作業チーム(以下「作業チーム」という。)を置く。

(構成)

第2 作業チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) チーム長 人事教育局長
- (2) チーム長代理 大臣官房政策立案総括審議官
大臣官房施設監
- (3) 副チーム長 整備計画局施設計画課長
人事教育局人事計画・補任課長
陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
- (4) チーム員 整備計画局施設計画課施設政策室長
人事教育局人事計画・補任課ワークライフバランス推進企画室長
人事教育局人材育成課人材確保推進室長
人事教育局厚生課総括班長
人事教育局サービス管理官付サービス制度企画室長
陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課制度班長
陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課ワークライフバランス推進企画班長

陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課服務室長
陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室長
陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課総括班長
陸上幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課企画班長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課ワークライフバランス推進企画班長
海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集推進室長
海上幕僚監部人事教育部補任課服務室長
海上幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長
海上幕僚監部人事教育部教育課学校班長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課企画班長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課制度班長
航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課ワークライフバランス推進企画班長
航空幕僚監部人事教育部補任課服務室長
航空幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長
航空幕僚監部人事教育部募集・援護課募集班長

- 2 チーム長は、作業チームにおける検討に必要があると認めるときは、前項第4号に掲げる者以外の者を作業チームに参加させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(運営)

第3 チーム長は、作業チームの事務を総括整理する。

- 2 チーム長代理は、チーム長を補佐し、チーム長が不在の場合又はチーム長から指示があった場合は、その職務を代行する。
- 3 副チーム長は、チーム長を補佐する。
- 4 チーム長は、検討のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 5 関係部局は、前項の定めがあった場合には、これに協力するものとする。

(作業班)

第4 作業チームの下に、作業チームを補佐し、所要の作業を行うため、作業班を置く。

- 2 作業班は、班長、副班長及び班員をもって構成する。
- 3 班長は、チーム長が指名する副チーム長又はチーム員をもって充てる。
- 4 副班長は、チーム長が指名するチーム員をもって充てる。
- 5 班員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 人事教育局人事計画・補任課長、人材育成課長、厚生課長若しくは服務管理官又は整備計画局施設計画課長、施設整備官若しくは施設技術管理官から作業班の事務に従事することを命ぜられた者
 - (2) 陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課長、募集・援護課長若しくは厚生課長、海上幕僚監部人事教育部人事計画課長、補任課長、厚生課長若しくは教育課長又は航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課長、補任課長、厚生課長若しくは募集・援護課長から作業班の事務に従事することを命ぜられた者
 - (3) 陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長又は航空幕僚監部防衛部施設課長から作業班の事務に従事することを命ぜられた者
- 6 班長は、作業のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 7 関係部局は、前項の求めがあった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第5 作業チーム及び作業班の庶務は、人事教育局人事計画・補任課において処理する。

(委任規定)

第6 この要綱に定めるもののほか、作業チームの運営に関し必要な事項はチーム長が、作業班の運営に関し必要な事項は班長がそれぞれ定める。